

議案第 31 号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年志摩市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「396 万円」を「432 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。